

旭川市ふるさと納税返礼品支援等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市ふるさと納税返礼品支援等業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

この要領は、本業務は旭川市（以下「本市」という。）のふるさと納税推進に当たり、寄附金及び寄附件数の増加並びに本市の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、もって地場産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とし、これらの業務を委託するに当たり、委託業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1 業務名

旭川市ふるさと納税返礼品支援等業務

2 業務内容

別紙「旭川市ふるさと納税返礼品支援等業務の内容」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 予算概要等

本業務に係る予算は、18,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当部局

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎6階

旭川市行財政改革推進部行政改革課

電 話 0166-25-5140

FAX 0166-24-7833

e-mail asahikawa_ouenkifu@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目(3200)「広告代理等」、取扱品目(3201)「広告代理」、営業種目(3210)「印刷物制作、写真撮影等」、取扱品目(3211)「印刷物制作（企画、編集、制作、デザイン等）、複写業務」、取扱品目(3214)「写真撮影」、取扱品目(3216)「印刷及び封入封緘」、営業種目(3280)「情報処理業務」、取扱品目(3282)「データ入力及び処理」及び営業種目(3410)「デザイン」、取扱品目(3411)「プロダクト、ビジュアル、スペース等デザイン」に登録されている者で

あること。

- (2) 旭川市内に本店がある者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1） 1通
- イ 事業者の概要（様式2） 1通
- ウ 履歴事項全部証明書 1通

(2) 提出期限 令和7年2月20日（木）

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は、第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年2月25日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果を通知するとともに、併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに当該理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年3月3日（月）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

(3) 市は、(2)の説明を求められたときは、令和7年3月5日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案書は、第2に定める業務概要を踏まえ、次の事項について記載すること。

- (1) 実施体制について
- (2) 返礼品開発等業務について
- (3) 返礼品公募業務について
- (4) 返礼品管理業務について
- (5) 感謝状作成業務について
- (6) 旭川市ふるさと納税特設サイト管理運用業務について
- (7) 広告等配信業務について

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
※A4判，両面印刷とし，ページの通し番号を付すこと。
- (2) 積算内訳（様式4）
- (3) その他必要な書類

3 提出方法

- (1) 提出期限 令和7年3月10日（月）
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。
電子データについては、企画提案書提出要請の際に案内するクラウドサービスに格納することで提出すること。
- (4) 提出部数 8部

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- 1 参加表明書及び企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式5）
- (2) 提出期間 令和7年3月7日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所 第3に同じ。
- (4) 提出方法 電話連絡の上、e-mailにより提出すること。

e-mail : asahikawa_ouenkifu@city.asahikawa.lg.jp

- 2 1の質問書については、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、e-mailにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、旭川市ふるさと納税返礼品支援等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を次のとおり行う。

なお、企画提案者が6者を超える場合は、ヒアリング等の実施に先立ち、書類選考を行うものとし、書類選考にあたっては、3に掲げる審査項目及び評価基準に沿って企画提案書類等提出書類に係る審査を行い、審査会委員の評価点の合計（4に準じて算出した合計とする。）が上位6者の企画提案者についてのみヒアリング等を行う。選考結果については、全企画提案者に郵送にて結果を通知する。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。なお、1者の参加人数は3人以内とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ 大型モニター、スクリーン及びプロジェクターは当市で用意するが、その他の機材（PC等）が必要な場合は、企画提案者側で準備すること。なお、使用するか否かは任意であり、審査結果に影響は与えないものとする。

エ 遅刻又は欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 実施体制について

(2) 返礼品開発業務について

(3) 返礼品公募業務について

(4) 返礼品管理業務について

(5) 感謝状作成業務について

(6) 特設サイト管理運用業務について

(7) 広告等配信業務について

(8) その他自社の優位性について

(9) 業務に要する費用について

4 受託候補者の特定

審査会において、各委員は、企画提案者ごとに3による評価基準に基づき採点を行い、この点数を当該企画提案者の評価点とする。

各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の項目において、最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとし、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

また、配点合計の60%を最低基準とし、評価点がそれに満たない者は候補者とししない。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、求めがあつた日から14日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と企画提案内容について協議等を行い、協議が整った後に、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、本市が定めた予定価格の範囲内で随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

一括後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和7年2月20日（木）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和7年2月25日（火）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から 令和7年3月10日（月）
ヒアリング等	令和7年3月19日（水）
企画提案書審査結果の通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月上旬